

「中間検査対象建築物」に関するお知らせ

明石市建築安全課

明石市では、平成29年4月1日より、建築基準法（以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項に規定する中間検査の対象範囲を見直し、次のとおり指定します。

本告示は、平成29年4月1日以降に、法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認申請がなされた建築物について適用しますが、同日前に確認申請がなされた建築物については、平成24年明石市告示第126号が適用されます。

見直しの概要

- (1) 3階建て以上の一戸建ての住宅、長屋において、基礎工事の中間検査を追加しました。
- (2) 表1(1)項の用途に共同住宅を追加しました。
- (3) その他、一部の表現方法等を整理しました。

表1. 用途及び規模（新築、増築又は改築に係る部分）

	用 途	規 模
(1)	一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（いずれも住宅で住宅以外の用途を兼ねるものも含む。）	床面積の合計が50m ² を超え、かつ、地階を除く階数が2以上のもの
(2)	法別表第1(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物（共同住宅除く。）	その用途に供する部分の床面積の合計が500m ² を超え、かつ、3以上の階数を有するもの（地上階が2以上であるものに限る。）

表2. 中間検査を行う工事の工程等

用途規模	構 造	基礎工事に関する工程 (基礎ぐい除く)	建方工事に関する工程
		特定工程	特定工程
表1各項に掲げる建築物	木造（木造以外の構造を併用する構造を含む。）	基礎に鉄筋を配置する工事の工程（地上階が2以下であるものを除く。）	柱、はり及び筋かいの建て方工事（枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあっては、耐力壁設置工事）の工程
	鉄骨造		1階の鉄骨建て方工事の工程
	鉄筋コンクリート造		2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（当該工事を現場で施工しないものにあっては、2階の床版及びはりの取付工事）の工程
	鉄骨鉄筋コンクリート造		1階の鉄骨建て方工事の工程
	上記以外の構造		なし

- ・特定工程後の工程は、中間検査を行う部分を覆う工事とする。
- ・法第7条の3第1項第1号に該当する工程を除き、中間検査を行う建築物が2以上ある場合又は工事の工区を分けた場合には、いずれか早期に工事を終了する建築物又は工区を特定工程とする。ただし、複数の異なる構造を併用する建築物で、木造の工事が含まれるものは木造の工事を、それ以外のものはいずれか早期に終了する工事を特定工程とする。

適用が除外される建築物（法第7条の3第1項第1号に該当する工程は除外されない）

- (1) 法第18条の適用を受ける建築物、及び法第85条の適用を受ける仮設建築物
- (3) 法第68条の20第1項（法第68条の22第2項において準用する場合を含む）に規定する認証型式部材等を有する建築物
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による「建設された住宅に係る住宅性能評価書」の交付を受ける建築物

明石市告示第24号
平成29年1月30日

明石市長 泉 房 穂

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により、次のとおり公示する。

記

1 中間検査を行う区域

明石市全域

2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

新築、増築又は改築に係る部分が、次の各号に掲げる用途及び規模の建築物を中間検査を行う建築物とする。

- (1) 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（いずれも住宅で住宅以外の用途を兼ねるものも含む。）で、床面積の合計が50平方メートルを超える、かつ、地階を除く階数が2以上のもの
- (2) 法別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物（共同住宅を除く。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超える、かつ、3以上の階数を有するもの（地階を除く階数が2以上であるものに限る。）

3 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の右欄に定める特定工程及び特定工程後の工程とする。

建築物の区分	指定する特定工程及び特定工程後の工程			
	基礎工事に関する工程		建て方工事に関する工程	
	特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程
木造又は 木造と木 造以外の 構造を併 用する構 造のもの	基礎（基礎ぐいを 除く。以下この表 において同じ。） に鉄筋を配置す る工事の工程（地 階を除く階数が 2以下である建	基礎に配置され た鉄筋をコンク リートで覆う工 事の工程	柱、はり及び筋か いの建て方工事 (枠組壁工法、木 質プレハブ工法 又は丸太組構法 にあっては、耐力 壁の設置工事)の	壁の外装又は内 装工事の工程

	建築物に係るもの を除く。)		工程	
鉄骨造の もの	同上	同上	1階の鉄骨の建 て方工事の工程	構造耐力上主要 な部分の鉄骨を 覆う耐火被覆を 設ける工事又は 壁の外装若しく は内装工事の工 程
鉄筋コン クリート 造のもの	同上	同上	2階の床及びこ れを支持するは りの配筋工事(当 該工事を現場で 施工しないもの にあっては、2階 の床版及びはり の取付け工事)の 工程	2階の床及びこ れを支持するは りに配置された 鉄筋をコンクリ ートで覆う工事 (当該工事を現 場で施工しない ものにあっては、 2階の柱及び壁 の取付け工事)の 工程
鉄骨鉄筋 コンクリ ート造の もの	同上	同上	1階の鉄骨の建 て方工事の工程	柱又ははりに鉄 筋を配置する工 事の工程
上記以外 の構造の もの	同上	同上	なし	なし
備 考				
<p>1 この表において「枠組壁工法」とは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により、建築物を建築する工法をいう。</p> <p>2 中間検査を行う建築物が2以上ある場合又は1の中間検査を行う建築物の工事の工区を分けた場合にあっては、いずれか早期に特定工程に係る工事を終了する建築物又は工区に係る当該工程を特定工程とする。ただし、複数の異なる構造を併用する建築物で、木造の工事の工程が含まれるものは木造の工事の工程を、それ以外のものはいずれか早期に終了する工事の工程を特定工程とする。</p>				

4 適用の除外

- (1) 法第18条の適用を受ける建築物
- (2) 法第85条の適用を受ける仮設建築物
- (3) 法第68条の20第1項(法第68条の22第2項において準用する場合を含む。)に規定する認証型式部材等を有する建築物
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の

規定による「建設された住宅に係る住宅性能評価書」の交付を受ける建築物

附 則

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成24年明石市告示第126号は、廃止する。
- 3 この告示は、平成29年4月1日以降に、法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請がなされた建築物について適用する。なお、同日前に確認の申請がなされた建築物については、平成24年明石市告示第126号に定めるところによる。